

「憲法の改定問題」

2017年05月11日

安倍晋三首相は、憲法施行70年に当たる3日、東京都内で開かれた憲法改正を訴える集会にビデオメッセージを寄せ、2020年の五輪・パラリンピックの年を新しい憲法が施行される年にしたいと表明した。改定項目は、自衛隊の存在を明記することと高等教育の無償化を規定することの二点である。改憲についての発言は、内閣総理大臣ではなく、自民党総裁の立場からであると言っている。憲法99条は、「**[憲法尊重擁護義務] 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ**」と規定している。内閣総理大臣であろうと自民党総裁であろうと、国会議員であるのだから、憲法尊重擁護義務を負っている。安倍首相の改憲発言は憲法違反に当たる。

新憲法の施行を2020年の五輪・パラリンピックの年にしたいなど、理由も、根拠も全くない。テロ等準備罪も五輪・パラリンピックに備えてと言っている。五輪・パラリンピックは政治に利用され続けている。安倍首相は、現行の憲法9条の1、2項を残しつつ、3項で自衛隊の存在を明記したい、現行の憲法では、憲法学者たちの7、8割が自衛隊は違憲に当たると言っているからだと言う。「安保関連法」は憲法学者の9割が憲法違反と表明したことを忘れたのであろうか。自分に都合よく解釈することに幼児性を感じる。

現行の憲法9条は下記のように謳っている。「**[戦争の放棄、軍備および交戦権の否認] 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**」70年間、平和を希求する国是としてきた。

自民党の憲法改正草案の9条1項は、現行憲法を踏襲し、2項は、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と戦力の不保持を削除し、自衛権を認めている。そして、9条の2、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」と、国防軍を保持すると謳っている。安倍首相は、現行憲法の1、2項を残して、3項に自衛隊を明記したいと、戦力の不保持と交戦権の否認を保持した上で、自衛隊の存在を明文化している。自民党の憲法改正草案の国防軍を変えて、自衛隊を明記すると公明党の加憲を主張しているようだ。

9日の参議院予算委員会で、安倍首相は、9条を含む改憲の考えをビデオメッセージで表明したものを、読売新聞でもインタビューで掲載しているので、熟読するようにと発言した。国民の代表機関である国会で、説明し、議論することが当然であるが、自民党のお先棒を担ぐ一新聞社の記事を熟読せよとは、呆れ果てて物が言えない。民主党が政権時に高等教育の無償化を提唱し、それを「バラまき政策」と揶揄していたが、改憲と抱き合わせ、「アメ」の無償化を言い出すことに、恥を感じないのであろうか。安倍一強体制での国民、国会無視の傲慢はここまで来たかと暗澹たる思いがする。

高村薫氏は『作家的覚書』で、自民党の得票率は25%で、残りの75%を牽引することに違和感を覚えない人はいないだろうと書いている。戦争責任を曖昧にしたことからはじめ、責任を負わない政治を醸成し、権力に翻弄されて、意思をもたない国民に養成したと、多角的に政治の貧困を論じている。

自民党の政治家たちは、この国の政治ほどやり易い国はないと思っているのではないか。国民は目覚めて、生活と安全に直結する政治に責任的に参与すべきである。